



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県高校生及び被災者生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例（総務私学課） ..... 3
- 沖縄県知事の給与の特例に関する条例（人事課） ..... 4
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） ..... 4
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 6
- 沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例（企画調整課） ..... 6
- 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（福祉・援護課） ..... 8
- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高齢者福祉介護課） ..... 17
- 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高齢者福祉介護課） ..... 26
- 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高齢者福祉介護課） ..... 51
- 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（高齢者福祉介護課） ..... 64
- 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（高齢者福祉介護課） ..... 86
- 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（高齢者福祉介護課） ..... 106

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県高校生及び被災者生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例（条例第73号）
  - 1 専修学校の高等課程及び各種学校の生徒に係る平成24年7月から平成25年6月までの月分の授業料の減額に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるため、基金の一部を処分することができることとした。（附則第2項関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県知事の給与の特例に関する条例（条例第74号）
  - 1 知事の給料月額、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に定める当該給与月額からその100分の50に相当する額を減じた額とすることとした。（本則）
  - 2 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。（附則第1項）
  - 3 この条例は、この条例の施行の日から起算して3月を経過した日にその効力を失うこととした。（附則第2項）
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第75号）
  - 1 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。＜第1条＞  
自宅に係る住居手当を廃止することとした。（第15条関係）
  - 2 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。＜第2条＞  
自宅に係る住居手当を廃止することとした。（第6条関係）

- 3 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。〈第3条〉  
自宅に係る住居手当を廃止することとした。(第7条関係)
- 4 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。〈附則〉

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第76号)

- 1 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、本則に定める額に500円を加算した額とすることとした。(附則第5条の3関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例(条例第77号)

- 1 基金の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 基金の積立について定めることとした。(第2条)
- 3 基金の管理について定めることとした。(第3条)
- 4 運用益金の処理について定めることとした。(第4条)
- 5 繰替運用について定めることとした。(第5条)
- 6 基金の処分について定めることとした。(第6条)
- 7 規則への委任について定めることとした。(第7条)
- 8 この条例は、公布の日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第78号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 基本方針について定めることとした。(第3条)
- 4 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第4条から第41条まで)
- 5 規則への委任について定めることとした。(第42条)
- 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第79号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 基本方針について定めることとした。(第3条)
- 4 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第4条から第30条まで)
- 5 規則への委任について定めることとした。(第31条)
- 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第80号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 基本方針について定めることとした。(第3条)
- 4 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第4条から第53条まで)
- 5 規則への委任について定めることとした。(第54条)
- 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第81号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 基本方針について定めることとした。(第3条)
- 4 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第4条から第34条まで)
- 5 規則への委任について定めることとした。(第35条)
- 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第82号)



(処分の特例)

- 2 基金は、第6条の規定にかかわらず、平成24年7月から平成25年6月までの月分の授業料に係る法に規定する私立の専修学校の高等課程及び各種学校（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げるものに限る。）の生徒の授業料の減額又は免除に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てる場合に、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第74号

## 沖縄県知事の給与の特例に関する条例

知事の給料月額、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に定める当該給料月額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第8条第1項の規定の適用については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して3月を経過した日にその効力を失う。

---

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第75号

## 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第2条** 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(経過措置)

- 2 知事又は議会の議長が任命権者である現業職員については、第2条の規定による改正前の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

---

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第76号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の2の次に次の1条を加える。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

- 第5条の3** 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第25条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第77号

### 沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例

(設置)

**第1条** 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第12条第1項に規定する特定駐留軍用地内における土地の取得を目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（規則への委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（沖縄県県有施設整備基金条例の一部改正）

2 沖縄県県有施設整備基金条例（昭和54年沖縄県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「土地」の次に「（沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金を財源とする事業により取得した土地を除く。）」を加える。

（この条例の失効）

3 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

---

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第78号

## 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 救護施設（第13条—第22条）

第3章 更正施設（第23条—第28条）

第4章 授産施設（第29条—第34条）

第5章 宿所提供施設（第35条—第40条）

第6章 医療保護施設（第41条）

第7章 雑則（第42条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）



**第3条** 救護施設、更生施設、授産施設（社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設を含む。第29条第2項を除き、以下同じ。）及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、利用者の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

（構造設備の一般原則）

**第4条** 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

**第5条** 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（職員の資格要件）

**第6条** 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

**第7条** 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（苦情への対応）

**第8条** 救護施設等は、入所者からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## (非常災害対策)

**第9条** 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

## (帳簿の整備)

**第10条** 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

## (秘密保持等)

**第11条** 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

## (虐待防止等)

**第12条** 救護施設等は、利用者への虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

**第2章 救護施設**

## (規模)

**第13条** 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

## (設備の基準)

**第14条** 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）

は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件のいずれかを満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設には、規則で定める基準により、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、廊下その他必要な設備の基準は、規則で定める。

(サテライト型施設の設備の基準)

**第15条** サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

(職員の配置の基準)

**第16条** 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 介護職員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 前項第3号から第5号までに掲げる職員の総数は、規則で定める。

(居室の入所人員)

**第17条** 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

**第18条** 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

**第19条** 入所者については、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第20条** 救護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

**第21条** 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第22条** 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

### 第3章 更正施設

(規模)

**第23条** 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第24条** 更生施設には、規則で定める基準により、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室

- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項に規定するもののほか、更正施設の設備の基準については、第14条第1項及び第2項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

**第25条** 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 前項第3号から第5号までに掲げる職員の総数は、規則で定める。

(生活指導等)

**第26条** 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第21条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(作業指導)

**第27条** 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

**第28条** 第17条から第20条まで及び第22条の規定は、更生施設について準用する。

**第4章 授産施設**

(規模)

**第29条** 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第30条** 授産施設には、規則で定める基準により、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

(職員の配置の基準)

**第31条** 授産施設には、施設長及び作業指導員を置かなければならない。

(工賃の支払)

**第32条** 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

**第33条** 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

**第34条** 第20条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

**第5章 宿所提供施設**

(規模)

**第35条** 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第36条** 宿所提供施設には、規則で定める基準により、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 事務室
- (5) 面接室

(職員の配置の基準)

**第37条** 宿所提供施設には、施設長を置かななければならない。

(居室の利用世帯)

**第38条** 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

**第39条** 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めな



ければならない。

(準用)

**第40条** 第20条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）

は、宿所提供施設について準用する。

#### 第6章 医療保護施設

(設備及び職員等の基準)

**第41条** 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。

#### 第7章 雑則

(規則への委任)

**第42条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

---

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第79号

### 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

**第3条** 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に

基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

**第4条** 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

**第5条** 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

**第6条** 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

**第7条** 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

**第8条** 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項  
(非常災害対策)

**第9条** 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

**第10条** 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める事項について記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(規模)

**第11条** 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

**第12条** 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する

者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められた養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 霊安室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前3項に規定するもののほか、廊下その他必要な設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

**第13条** 養護老人ホームには、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限

る。)にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 支援員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

3 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、規則で定める場合に限り、これを置かないことができる。

（居室の定員）

**第14条** 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。

（入退所）

**第15条** 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のた

めに必要な援助に努めなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

**第16条** 養護老人ホームの施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者について、心身の状況、置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

**第17条** 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該入所者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

**第18条** 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

**第19条** 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を考慮し、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

**第20条** 養護老人ホームは、入所者が介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等となった場合には、当該入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

**第21条** 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

**第22条** 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把

握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

**第23条** 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

**第24条** 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、研修の受講を希望する職員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

**第25条** 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

**第26条** 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）を定めておかななければならない。

- 2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該養護老人ホームとの間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)



**第27条** 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

**第28条** 養護老人ホームは、入所者及びその家族からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

**第29条** 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第30条** 養護老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(規則への委任)

**第31条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第12条第3項第14号の規定は、当分の間適用しない。

3 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームにおける第14条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。

4 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホーム（前項に規定する養護老人ホームを除き、建築中であつたものを含む。）における第14条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる」とあるのは、「原則として2人以下とする」とする。

---

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第80号

**沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例**

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条—第32条）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第33条—第43条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第44条—第49条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条—第53条）

第6章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を考慮し、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気をもたらし、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

**第4条** 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

**第5条** 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

**第6条** 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

**第7条** 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、規則で定める職員を除き、この限りでない。

(運営規程)

**第8条** 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第9条** 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

**第10条** 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める事項について記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(設備の基準)

**第11条** 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める特別養護老人ホームの建物の場合は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた特別養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を、次項に規定するもののほか、規則で定める基準により、設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させ

ることを目的とする設備をいう。以下同じ。)

- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (4) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (6) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (7) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (8) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

5 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの廊下その他必要な設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

**第12条** 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームで、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

（サービス提供困難時の対応）

**第13条** 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（入退所）

**第14条** 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で定期的に協議するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、介護保険法第8条第23項に規定す

る居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

**第15条** 特別養護老人ホームは、入所者について、心身の状況、置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

**第16条** 特別養護老人ホームは、入所者について、当該入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、処遇を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、その行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

(介護)

**第17条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、



又は清しきするとともに、入所者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、前3項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第18条** 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

**第19条** 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

**第20条** 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

## (機能訓練)

**第21条** 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

## (健康管理)

**第22条** 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

## (入所者の入院期間中の取扱い)

**第23条** 特別養護老人ホームは、入所者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

## (施設長の責務)

**第24条** 特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

## (勤務体制の確保等)

**第25条** 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、研修の受講を希望する職員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

## (定員の遵守)

**第26条** 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならな

い。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第27条** 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

**第28条** 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該特別養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該特別養護老人ホームとの間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

**第29条** 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

**第30条** 特別養護老人ホームは、入所者及びその家族からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第31条** 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第32条** 特別養護老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

### 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

**第33条** 前章(第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

**第34条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を考慮し、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療

サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(運営規程)

**第35条** ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及び各ユニットの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

**第36条** ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型特別養護老人ホームの建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型特別養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を、次項に規定するもののほか、規則で定める基準により、設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室

- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 ユニット（居室に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (3) 地階に設けてはならないこと。
- (4) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上としなければならない。
- (5) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。
- (6) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (7) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (8) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (9) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (10) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの廊下その他設備の基準は、規則で定める。

（サービスの取扱方針）

**第37条** 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要

な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供の方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明をしなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

(介護)

**第38条** 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生

活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第39条** ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

**第40条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。



- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

**第41条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める職員の配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、研修の受講を希望する職員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

**第42条** ユニット型特別養護老人ホームは、各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

**第43条** 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条ま

で並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで及び第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。

#### 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

**第44条** 第2章及び前章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準等)

**第45条** 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める地域密着型特別養護老人ホームの建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた地域密着型特別養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を、次項に規定するもののほか、規則で定める基準により、設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室

- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (4) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (6) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (7) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (8) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

5 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下その他設備の基準は、規則で定める。

6 本体施設（サテライト型居住施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下同じ。）とサテライト型居住施設（本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（職員の配置の基準）

**第46条** 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護職員
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

3 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、規則で定める場合に限り、これを置かないことができる。

(介護)

**第47条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、入所者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、前3項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

**第48条** 地域密着型特別養護老人ホームは、運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（準用）

**第49条** 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条まで、第25条から第30条まで及び第32条」と読み替えるものとする。

**第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準**

（この章の趣旨）

**第50条** 第2章から前章まで（第46条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備の基準等）

**第51条** ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を、次項に規定するもののほか、規則で定める基準により、設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 ユニット（居室に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下しなければならない。

(3) 地階に設けてはならないこと。

(4) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし

書に規定する場合にあつては、21.3平方メートル以上としなければならない。

- (5) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。
- (6) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (7) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (8) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (9) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (10) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの廊下その他設備の基準は、規則で定める。

6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

#### (介護)

**第52条** 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

**第53条** 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(規則への委任)

**第54条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第11条第4項第1号及び第45条第4項第1号の規定を適用する場合において



は、第11条第4項第1号及び第45条第4項第1号中「1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

3 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第1項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたもの（平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第11条第3項第14号、第36条第3項第6号、第45条第3項第14号及び第51条第3項第6号の規定は、当分の間適用しない。

4 附則第2項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第11条第4項第1号及び第45条第4項第1号の規定を適用する場合においては、第11条第4項第1号及び第45条第4項第1号中「1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人とすること」と、第11条第4項第3号及び第45条第4項第3号中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

（一部ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置）

5 平成15年4月1日以前に法第15条の規定により設置されている特別養護老人ホーム（同日において建設中のものであって、同日後に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成15年前特別養護老人ホーム」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）（以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。）第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（平成23年9月1日において、改修、改築又は増築中の平成15年前特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第32条に規定されたユニット型特別養護老人ホームを除く。）であって、同日後に特別養護老人ホーム旧基準第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム

ムに該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。)のうち、介護保険法第48条第1項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、同日後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第15項までの規定によることができる。

- 6 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第34条に、それ以外の部分にあっては第3条に定めるところによる。
- 7 一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、数及び職務内容
  - (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
  - (4) ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入居定員
  - (5) ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
  - (6) ユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額
  - (7) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (8) 非常災害対策
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、その他施設の運営基準に関する重要事項
- 8 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあっては第36条に、それ以外の部分にあっては第11条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 9 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第37条に、それ以外の部分にあっては第16条に定めるところによる。
- 10 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあっては第38条に、それ以外の部分にあっては第17条に定めるところによる。
- 11 一部ユニット型特別養護老人ホームの食事は、ユニット部分にあっては第39条に、そ

れ以外の部分にあつては第18条に定めるところによる。

- 12 一部ユニット型特別養護老人ホームの社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第40条に、それ以外の部分にあつては第20条に定めるところによる。
- 13 一部ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第41条に、それ以外の部分にあつては第25条に定めるところによる。
- 14 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守は、ユニット部分にあつては第42条に、それ以外の部分にあつては第26条に定めるところによる。
- 15 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第16条から第18条まで、第20条、第25条、第26条、第37条、第42条及び附則第7項並びに附則第15項において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで及び第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第81号

## 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

**第3条** 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

**第4条** 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

**第5条** 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

**第6条** 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 第24条の生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

**第7条** 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

い。

(運営規程)

**第8条** 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第9条** 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

**第10条** 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する規則で定める事項について記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(設備の基準)

**第11条** 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めた軽費老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備  
(職員の配置の基準)

**第12条** 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を、その他規則で定める軽費老人ホームにあつては規則で定める職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員

- (4) 栄養士
- (5) 事務員
- (6) 調理員その他の職員

2 前項第5号の事務員は、入所定員60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

3 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。）の調理員その他の職員については、規則で定める場合に限り、これを置かないことができる。

（入所申込者等に対する説明等）

**第13条** 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、入所契約の重要事項に関する文書及び手続については、規則に定める。

（対象者）

**第14条** 軽費老人ホームの入所者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

（入退所）

**第15条** 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状

況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（同条第25項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は同条第24項に規定する介護保険施設に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

**第16条** 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料の受領）

**第17条** 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。以下同じ。）
  - (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。以下同じ。）
  - (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
  - (4) 居室に係る光熱水費
  - (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を



交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

- 3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

**第18条** 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該入所者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

**第19条** 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

**第20条** 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定の申請等入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

**第21条** 軽費老人ホームは、入所者が介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等となった場合には、当該入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けられるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

**第22条** 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

**第23条** 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

**第24条** 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項に規定する業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

**第25条** 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 軽費老人ホームは、研修の受講を希望する職員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

**第26条** 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第27条** 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

**第28条** 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該軽費老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該軽費老人ホームとの間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第29条** 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第30条** 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

**第31条** 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

**第32条** 軽費老人ホームは、入所者及びその家族からの提供したサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、県から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 軽費老人ホームは、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

**第33条** 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第34条** 軽費老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(規則への委任)

**第35条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### (軽費老人ホームA型の特例)

- 2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型として、同条の規定により知事から指定を受けているものについては、第3条から第34条までの規定にかかわらず、次項から附則第18項までの規定によるものとする。

### (軽費老人ホームA型に係る基本方針)

- 3 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- 4 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### (軽費老人ホームA型の規模)

- 6 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

### (軽費老人ホームA型の設備の基準)

- 7 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災時における入所者の安全性

が確保されているものと認めた軽費老人ホームA型の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

9 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 静養室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 職員室
- (11) 面談室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 宿直室
- (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備  
(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

10 軽費老人ホームA型には、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第5号の栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長

- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）
- (5) 栄養士
- (6) 事務員
- (7) 医師
- (8) 調理員その他の職員

（軽費老人ホームA型の利用料の受領）

11 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用
- (2) 生活費
- (3) 居室に係る光熱水費
- (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

12 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

13 附則第11項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

（軽費老人ホームA型における健康管理）

14 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

（軽費老人ホームA型における生活相談員の責務）

15 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、規則に掲げる業務を行わなければならない。

16 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

17 前2項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、前2項の業務を行わなければならない。

(準用)

18 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは「附則11項から附則第17項まで並びに附則第18項において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。

---

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第82号

## 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条）

第3章 設備に関する基準（第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第43条）

第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第44条・第45条）

第2節 設備に関する基準（第46条）

第3節 運営に関する基準（第47条—第54条）



**第6章 雑則（第55条）****附則****第1章 総則****（趣旨）**

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

**（定義）**

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

**（基本方針）**

**第3条** 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰を考慮し、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

**（入所定員）**

**第4条** 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

**第2章 人員に関する基準****（従業者の配置の基準）**

**第5条** 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設で他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設

の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
- (4) 栄養士
- (5) 機能訓練指導員
- (6) 介護支援専門員

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の従業者に関し必要な事項は規則で定める。

### 第3章 設備に関する基準

（設備）

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分により、次項に定めるもののほか、規則で定めるものとする。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 浴室
- (4) 洗面設備
- (5) 便所
- (6) 医務室
- (7) 食堂
- (8) 機能訓練室
- (9) 廊下
- (10) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を

行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

**第12条** 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第13条** 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具

体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

**第14条** 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項により、入所者から支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する費用の額に係る指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該指定介護福祉施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第15条** 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

**第16条** 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（施設サービス計画の作成）

**第17条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメ

- ント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を考慮して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

**第18条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、入所者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、褥<sup>じよくそう</sup>瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、前3項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第19条** 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

**第20条** 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

**第21条** 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。



3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

**第22条** 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

**第23条** 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

**第24条** 指定介護老人福祉施設は、入所者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じ適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

**第25条** 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

**第26条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができる。

(管理者の責務)

**第27条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

**第28条** 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

**第29条** 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第30条** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

**第31条** 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第32条** 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第33条** 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

**第34条** 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）を定めておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第35条** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要及び従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第36条** 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供

する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

(広告)

**第37条** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

**第38条** 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

**第39条** 指定介護老人福祉施設は、入所者及びその家族からの指定介護福祉施設サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあつ

たときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第40条** 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第41条** 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

**第42条** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

**第43条** 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する規則で定める事項について記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

## 第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

### 第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

**第44条** 第3条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設

(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

**第45条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を考慮し、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第2節 設備に関する基準

(設備)

**第46条** ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、次項に定めるもののほか、規則で定めるものとする。

(1) ユニット

ア 居室

イ 共同生活室

ウ 洗面設備

エ 便所

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 廊下

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 ユニット(居室に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
  - (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下しなければならない。
  - (3) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上としなければならない。
  - (4) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。
  - (5) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 第3節 運営に関する基準

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

- 第47条** 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
  - 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
  - 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
  - 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該指定介護福祉施設サービスの提供の方法そ

の他必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

(介護)

**第48条** 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事さ



せなければならない。

- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第49条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

**第50条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第51条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及び各ユニットの入居定員
- (5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

**第52条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める従業者の配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

**第53条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

**第54条** 第7条から第15条まで、第17条、第20条、第22条から第28条まで及び第32条から

第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「ユニット型指定介護老人福祉施設」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(規則への委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この条例の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）における第6条第2項第1号の規定の適用については、同号中「1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第6条第2項第1号及び第2号の規定を適用する場合においては、同項第1号中「1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同項第2号中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

4 当分の間、第14条第1項の規定の適用については、同項中「算定した費用の額」とあ

るのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

（一部ユニット型指定介護老人福祉施設に係る経過措置）

- 5 平成15年4月1日以前に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日において建築中のものであつて、同日後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成15年前指定介護老人福祉施設」という。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。）（以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（平成23年9月1日において、改修、改築又は増築中の平成15年前指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であつて、同日後に指定介護老人福祉施設旧基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。）については、同日後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第15項までの規定によることができる。
- 6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第45条に、それ以外の部分にあつては第3条に定めるところによる。
- 7 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第46条に、それ以外の部分にあつては第6条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 8 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第47条に、それ以外の部分にあつては第16条に定めるところによる。
- 9 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護は、ユニット部分にあつては第48条に、

それ以外の部分にあつては第18条に定めるところによる。

- 10 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあつては第49条に、それ以外の部分にあつては第19条に定めるところによる。
- 11 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第50条に、それ以外の部分にあつては第21条に定めるところによる。
- 12 一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
  - (4) ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入居定員
  - (5) ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) ユニット部分以外の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (7) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (8) 非常災害対策
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
- 13 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第52条に、それ以外の部分にあつては第30条に定めるところによる。
- 14 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第53条に、それ以外の部分にあつては第31条に定めるところによる。
- 15 第7条から第15条まで、第17条、第20条、第22条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。その場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「附則第12項に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「附則第6項から第15項までの規定」と、第28条中「第17条」とあるのは「附則第15項において準用する第17条」と読み替えるものとする。

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第83号

## 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条）

第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第42条）

第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第43条・第44条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第45条・第46条）

第3節 運営に関する基準（第47条—第54条）

第6章 雑則（第55条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

**第3条** 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第2章 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

**第4条** 介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、法第97条第2項の厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員
- (3) 支援相談員
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (5) 栄養士
- (6) 介護支援専門員
- (7) 調理員、事務員その他の従業者

2 前項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、規則で定める場合に限り、これを置か

ないことができる。

- 3 前2項に規定するもののほか、介護老人保健施設の従業者に関し必要な事項は規則で定める。

### 第3章 施設及び設備に関する基準

#### (施設)

**第5条** 介護老人保健施設は、法第97条第1項の厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を規則に定める基準により有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

- 2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

#### (構造設備の基準)



**第6条** 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める介護老人保健施設の建物の場合は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた介護老人保健施設の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前2項に規定するもののほか、介護老人保健施設の構造設備の基準は、規則で定める。

#### 第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

**第7条** 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

**第8条** 介護老人保健施設は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第9条** 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

**第10条** 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

**第11条** 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

**第12条** 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況及び病状並びに置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合は、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、当該申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、その内容等を記録しなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し、適切に指導するとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療

サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第13条** 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

**第14条** 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護老人保健施設は、前2項により、入所者から支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 介護老人保健施設は、前項に規定する費用の額に係る介護保健施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該介護保健施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第15条** 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

**第16条** 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、療養を適切に行わせなければならない。

2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護老人保健施設は、その提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

(施設サービス計画の作成)

**第17条** 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を考慮して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。

11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

**第18条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行うこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入所者の病状、心身の状況及び置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行わないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

**第19条** 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状から当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院（当該介護老人保健施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。以下同じ。）その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者

が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

**第20条** 介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第21条** 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、入所者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 介護老人保健施設は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

4 介護老人保健施設は、前3項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第22条** 介護老人保健施設は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

**第23条** 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

**第24条** 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

**第25条** 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

**第26条** 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、規則に定める職務に従事することができる。

(管理者の責務)

**第27条** 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

**第28条** 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

**第29条** 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容



- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

**第30条** 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護老人保健施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

**第31条** 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第32条** 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第33条** 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又

はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

**第34条** 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該介護老人保健施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第35条** 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要及び従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第36条** 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

**第37条** 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

**第38条** 介護老人保健施設は、入所者及びその家族からの介護保健施設サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければ

ならない。

- 2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携等）

**第39条** 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

**第40条** 介護老人保健施設は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき

事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

**第41条** 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

**第42条** 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する規則で定める事項について記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

**第5章** ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準

**第1節** この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

**第43条** 第3条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

**第44条** ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を考慮し、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医

療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第2節 施設及び設備に関する基準

### (施設)

**第45条** ユニット型介護老人保健施設は、法第97条第1項の厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を規則に定める基準により有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入居者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

(1) ユニット（療養室を除く。）

(2) 浴室

(3) サービス・ステーション

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

2 前項第2号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

### (構造設備の基準)

**第46条** ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型介護老人保健施設の建物の場合は、準耐火建築物とするこ

とができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型介護老人保健施設の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 前2項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、規則で定める。

### 第3節 運営に関する基準

(介護保健施設サービスの取扱方針)

- 第47条** 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて、入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
  - 3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
  - 4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
  - 5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該介護保健施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
  - 6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
  - 7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
  - 8 ユニット型介護老人保健施設は、その提供する介護保健施設サービスの質の評価を行

い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第48条** 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第49条** ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提

供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

**第50条** ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第51条** ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及び各ユニットの入居定員
- (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第52条** ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める従業者の配置を行わなければならない。

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって



介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

**第53条** ユニット型介護老人保健施設は、各ユニットの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

**第54条** 第7条から第15条まで、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「介護老人保健施設」とあるのは「ユニット型介護老人保健施設」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(規則への委任)

**第55条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護

保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項の規定は適用しない。

- 3 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2章及び第5章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

---

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第84号

## 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

**第1章 総則（第1条—第3条）****第2章 人員に関する基準（第4条）****第3章 設備に関する基準（第5条・第6条）****第4章 運営に関する基準（第7条—第40条）****第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準****第1節 この章の趣旨及び基本方針（第41条・第42条）****第2節 設備に関する基準（第43条・第44条）****第3節 運営に関する基準（第45条—第52条）****第6章 雑則（第53条）****附則****第1章 総則****（趣旨）**

**第1条** この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

**（定義）**

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

**（基本方針）**

**第3条** 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、当該要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者を

いう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第2章 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第4条** 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。))を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 栄養士
- (4) 療養病床に係る病室によって構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該病棟の一部。以下「療養病床に係る病棟」という。)に置くべき看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)
- (5) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員
- (6) 理学療法士
- (7) 作業療法士
- (8) 介護支援専門員

2 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

- (1) 医師
- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員
- (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員
- (4) 介護支援専門員

3 指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する

病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 栄養士
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員
- (6) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士
- (7) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者
- (8) 介護支援専門員

4 前3項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者に関し必要な事項は規則で定める。

### 第3章 設備に関する基準

（設備）

**第5条** 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

**第6条** 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 生活機能回復訓練室
- (2) デイルーム
- (3) 面会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室

2 指定介護療養型医療施設の病室及び廊下並びに前項各号に掲げる設備については、規

則で定める基準を満たさなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

#### 第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第7条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

**第8条** 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第9条** 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第10条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、当該患者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

**第11条** 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者が受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

**第12条** 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院申込者の数が入院患者の定員から入院患者の数を控除した数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、入院患者の療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合は、当該入院患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、入院患者の退院に際しては、当該患者又はその家族に対し適切な指導をするとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第13条** 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

**第14条** 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同

じ。)が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、前2項により入院患者から支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。
- 4 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する費用の額に係る指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該指定介護療養施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第15条** 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入院患者に交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

**第16条** 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等に応じ、療養を適切に行わせなければならない。

- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならない



よう配慮して行われなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（施設サービス計画の作成）

**第17条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結

果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を考慮して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

**第18条** 医師の診療の方針は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第16条第1項の厚生労働大臣が定

める基準によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 一般に医師として治療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行うこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、当該入院患者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行わないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方しないこと。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りでない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認められたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

**第19条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第20条** 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきするとともに、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、そ

の発生を予防するための体制を整備しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、前3項に規定するもののほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、当該入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第21条** 指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該入院患者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

**第22条** 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入院患者に関する市町村への通知)

**第23条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなつたと認められるにもかかわらず退院しないとき。

(2) 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

**第24条** 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、同時に他の病院又は診療所を管理する者であつてはならない。ただし、医療法第12条第2項に規定する知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の

社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の責務)

**第25条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

**第26条** 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

**第27条** 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第28条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

**第29条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第30条** 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第31条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力歯科医療機関)

**第32条** 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護療養型医療施設との間で、入院患者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第33条** 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要及び従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第34条** 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

**第35条** 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護療養型医療施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

**第36条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者及びその家族からの指定介護療養施設サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を

行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第37条** 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養型医療施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第38条** 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

**第39条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

**第40条** 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する規則で定める事項について記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

**第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準**

**第1節 この章の趣旨及び基本方針**

(この章の趣旨)



**第41条** 第3条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、当該入院患者に対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

**第42条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入院患者の居宅における生活への復帰を考慮し、入院前の居宅における生活と入院後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第2節 設備に関する基準

（設備）

**第43条** ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を設けなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 前項の廊下、機能訓練室及び浴室については、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その

他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

**第44条** ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を設けなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 前項の廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に共するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

### 第3節 運営に関する基準

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

**第45条** 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、当該指定介護療養施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第46条** 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、当該入院患者の負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第47条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入院患者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

**第48条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第49条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) ユニットの数及び各ユニットの入院患者の定員
- (5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第50条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施

設サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める従業者の配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

**第51条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、各ユニットの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

**第52条** 第7条から第15条まで、第17条から第19条まで、第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「指定介護療養型医療施設」とあるのは、「ユニット型指定介護療養型医療施設」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第26条中「第17条」とあるのは、「第52条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(規則への委任)

**第53条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第4条第3項第6号中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」とする。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
---	---